

東かがわ市条例第 10 号

東かがわ市長寿祝金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 6 年 3 月 25 日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市長寿祝金条例の一部を改正する条例

東かがわ市長寿祝金条例（平成15年東かがわ市条例第88号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前												
<p>(支給対象者)</p>	<p>(支給対象者)</p>												
<p>第2条 長寿祝金の支給対象者は、4月2日において満年齢が80歳の者、88歳の者及び99歳の者で、本市に引き続き1年以上住所を有するもの（住民基本台帳に記載されている者をいう。）とする。</p>	<p>第2条 長寿祝金の支給対象者は、4月2日において満年齢が80歳の者、88歳の者及び99歳以上の者で、本市に引き続き1年以上住所を有するもの（住民基本台帳に記載されている者をいう。）とする。</p>												
<p>(長寿祝金)</p>	<p>(長寿祝金)</p>												
<p>第3条 略</p>	<p>第3条 長寿祝金の支給対象者の区分及び金額は、次のとおりとする。</p>												
<table border="1" data-bbox="159 564 1050 699"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満99歳の者</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者区分	金額	略		満99歳の者	20,000円	<table border="1" data-bbox="1160 564 2051 699"> <thead> <tr> <th>対象者区分</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td></td> </tr> <tr> <td>満99歳以上の者</td> <td>20,000円</td> </tr> </tbody> </table>	対象者区分	金額	略		満99歳以上の者	20,000円
対象者区分	金額												
略													
満99歳の者	20,000円												
対象者区分	金額												
略													
満99歳以上の者	20,000円												

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。